2019 5 月選抜 LS [0513]

受験番号	

2018 年度秋入学 甲南大学法科大学院

社会人特別選抜入学試験問題

専門論文試験

民事訴訟法・刑事訴訟法

（１２０分）

受験についての注意

1．試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2．問題は２ページである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3．解答用紙は民事訴訟法、刑事訴訟法各１枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4．解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5．答案は、横書きとする。
6．答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7．答案は、黒ボールペン（但し、フリクション等の消せるボールペンは不可）または黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8．答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、１行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9．下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10．問題冊子は必ず持ち帰ること。

2019 5月選抜 LS [0513]

専門論文試験　民事訴訟法

≪第１問≫

以下の【事例】を読んで、〔設問１〕〔設問２〕に答えなさい。

【事例】

ＸがＹに対して５００万円の貸金返還請求の訴えを提起した。Ｙは５００万円を借り受けたことについては争わず、ＹがＸに対して有する６００万円の売買代金債権によって対当額で相殺すると主張した。審理の結果、裁判所は、「①ＸのＹに対する５００万円の貸金債権は存在する。②Ｙが自働債権として主張した売買代金債権はすでにＸが３００万円弁済しているので、３００万円だけ存在する。③相殺適状にあり、Ｙは相殺の意思表示を行った。」との結論に達した。

〔設問１〕

この場合、裁判所はどのような判決を言い渡すべきか、説明しなさい。

〔設問２〕

〔設問１〕の判決がそのまま確定した場合、どのような判断に既判力が生じるか、説明しなさい。なお、既判力の本質・正当化根拠などについては触れる必要はない。

≪第２問≫

文書提出命令について、簡潔に説明しなさい。

2019 5 月選抜 LS [0513]

専門論文試験　刑事訴訟法

≪問題≫

以下の各〔設問〕に答えなさい。なお、条文または判例に従うものとします。

〔設問１〕

強制処分法定主義の条文上の根拠と意義について説明しなさい。

〔設問２〕

刑事訴訟法１９８条１項の意義について説明しなさい。

〔設問３〕

傷害事件の公判廷で、証人甲は、「『被告人が被害者を刺した』と乙が述べた」と証言した場合、事実を争う弁護人はどうするべきか。証拠能力にもふれて説明しなさい。